

生産性向上設備投資促進税制（先端設備：A 類型）に係る 証明書の発行について

JEITA は、生産性向上設備投資促進税制（以下、本税制）の A 類型（先端設備）の証明書発行団体として、証明書発行申請の受付を開始しております。本税制のご

利用を検討の法人または事業主の方は、積極的にご活用いただければ幸いです。

制度の概要

本税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備等のうち、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条1号に規定する先端設備（以下対象設備）に該当するもの、

① 最新モデル要件（設備区分ごとに定められた販売開始時期に係る要件）

② 生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）

を満たす設備であり、かつ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、本税制の適用を受けることができます。

対象設備のうち、JEITA が担当する設備が先端設備に

該当する旨（上記①及び②）を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行いたします。

< 参考 >

▶ JEITA ホームページ

<http://www.jeita.or.jp/japanese/topics/zeisei.html>

▶ 経済産業省ホームページ（生産性向上設備投資促進税制）

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

▶ 中小企業庁ホームページ（中小企業投資促進税制上乗せ措置）

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/140116zeisei.htm>

JEITA が担当する設備

設備を導入する事業者が、当該設備を以下耐用年数省令の区分として資産管理（計上）する場合等において、JEITA が当該設備の要件（モデル・生産性向上）を確認し、証明書を発行する団体となります。

(1) 機械装置

- ▶ 「電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備」のうち
 - ・フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備
 - ・半導体集積回路（素子数が五百以上のもの。）製造設備
 - ・その他の半導体素子製造設備
 - ・磁気テープ製造設備
 - ・電球、電子管又は放電燈製造設備
 - ・フェライト製品製造設備
 - ・電気機器部分品製造設備
- ▶ 「電気機械器具製造業用設備」のうち
 - ・産業用又は民生用電気機器製造設備

- ・電球、電子管又は放電燈製造設備
- ・電気機器部分品製造設備
- ・その他の電池製造設備
- ・車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）

- ▶ 「通信業用設備」
- ▶ 「放送業用設備」
- ▶ 「映像、音声又は文字情報制作業用設備」
- ▶ 「娯楽業用設備」のうち
 - ・映画館又は劇場用設備
- ▶ 「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち
 - ・蓄電池電源設備
 - ・電光文字設備

(2) 器具備品

- ▶ 「電子計算機（サーバー [ソフトウェア（OS）を同時に取得するもので中小企業者等が取得するものに限る]）」

適用期間及び措置内容

(1) 生産性向上設備投資促進税制

- ▶産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）～平成28年3月31日まで
即時償却又は税額控除5%*（ただし、建物・構築物は3%）
- ▶平成28年4月1日～平成29年3月31日まで
特別償却50%（ただし、建物・構築物は25%）又は税額控除4%*（ただし、建物・構築物は2%）
※税額控除額は当期の法人税額の20%が上限

(2) 中小企業投資促進税制（上乗せ措置）

- ▶産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）～平成29年3月31日まで
- 1) 資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主：即時償却又は税額控除10%*
- 2) 資本金3,000万円超1億円以下の法人：即時償却又は税額控除7%*
- ※税額控除額は当期の法人税額の20%が上限

事務手数料

- ▶申請者が JEITA 会員企業の場合：証明書1通につき1,000円（税込）
- ▶申請者が上記以外の場合：証明書1通につき3,000円（税込）

申請書類

以下の書類等を同封の上、JEITA へ送付してください。

- (1) 様式1 … 1部
- (2) 様式2 … 1部
- (3) エビデンス資料

- ・当該設備の性能が分かるもの（生産性向上要件の計算際に用いた数値が分かるもの）
- ・当該設備の販売開始年度がわかるもの
- ・一代前モデルの性能が分かるもの（生産性向上要件の計算際に用いた数値が分かるもの）
- ・一代前モデルの販売開始年度がわかるもの

※発送前に上記のものが同封されているかご確認をお願いいたします。

なお、エビデンス資料は製造事業者の公表資料（カタログ等）が望ましいです。また、該当する部分をマーカーで色づけする等、分り易くしてください。

- (4) 証明書発行事務手数料の請求先が分かる書類等（振込手数料はご負担ください）
- (5) 返信用封筒（切手貼付の上、必ず返信先の宛先の記入をお願いいたします）

- (注1) 本税制における“年度”が指す期間は、1～12月となります。例：2014年3月＝2014年度
- (注2) 一度 JEITA から証明書の発行を受けている設備（モデル）であり、かつ、モデル変更が無い場合、2回目以降の申請にはエビデンスの添付は不要です。
- (注3) JEITA が本制度で取得した様式1、2、エビデンスなどの情報等については、経済産業省に定期的に発行状況を報告するためのみに使用いたします。また、請求先の情報については、事務手数料の請求作業のみに使用いたします。

申請先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番3号大手センタービル
一般社団法人 電子情報技術産業協会 証明書発行係宛て

本件に関するお問い合わせ

一般社団法人 電子情報技術産業協会 総合企画部 高梨・河野
TEL:03-5218-1052 E-mail:shomei@jeita.or.jp